

日南市高齢者保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画

概要版



平成30年3月

宮崎県 日南市

I. 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「日南市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」においては、これまでの経緯を踏まえて、「地域で見守り・支える、活力ある生涯現役のまちづくり」を基本理念として、地域包括ケアを進めるべく取り組んできました。

「日南市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」においては、第6期計画に掲げた理念を継承しながら、「地域福祉」について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域づくり、人づくり」を踏まえ、すべての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくため、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることを目的とします。

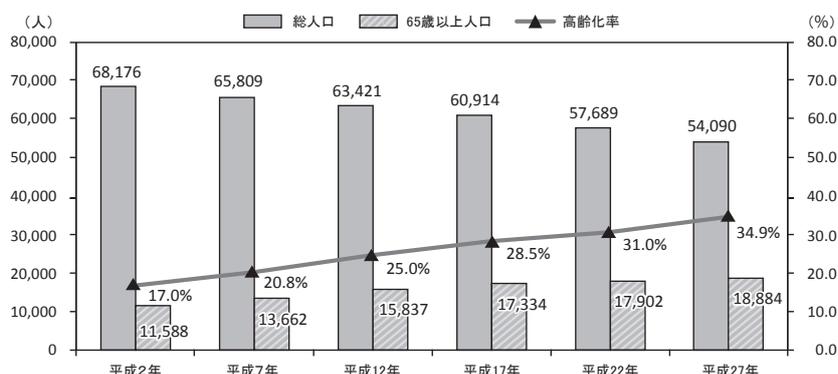
2 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 高齢者の現状

国勢調査の人口推移をみると、本市の人口は減少傾向にあります。65歳以上の人口は増加しています。それに伴い、高齢化率は右肩上がりとなっています。

性別、年齢階層別の人口をみると、平成17年から平成27年で、男女とも団塊の世代を中心に60代の人口が増加していることがわかります。

平成17年と比べ、若年層の人口が減少していることから、今後も高齢化が進むと予想されます。



II. 計画の基本的考え方

1 基本理念

本計画は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された基本指針を計画に反映していきます。

その上で、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（平成37年）を見据え、今後3年間の中で、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを継続して進めるため、第6期計画の基本理念を踏襲します。

基本理念

**地域で見守り・支える、
活力ある生涯現役のまちづくり**
～明るく活力ある2025年の創造～

2 基本方針

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、明るく活力ある2025年を創造するため、以下のとおり基本方針を定めます。

- (1) 介護予防及び要介護度の重度化防止による自立支援の一層の推進
- (2) 自立支援型地域ケア会議の実施によるケアマネジメント力の向上
- (3) 在宅医療と介護連携の更なる推進による在宅生活の限界点の向上
- (4) 地域密着型サービスの充実
- (5) 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り体制の推進及び対応力の向上

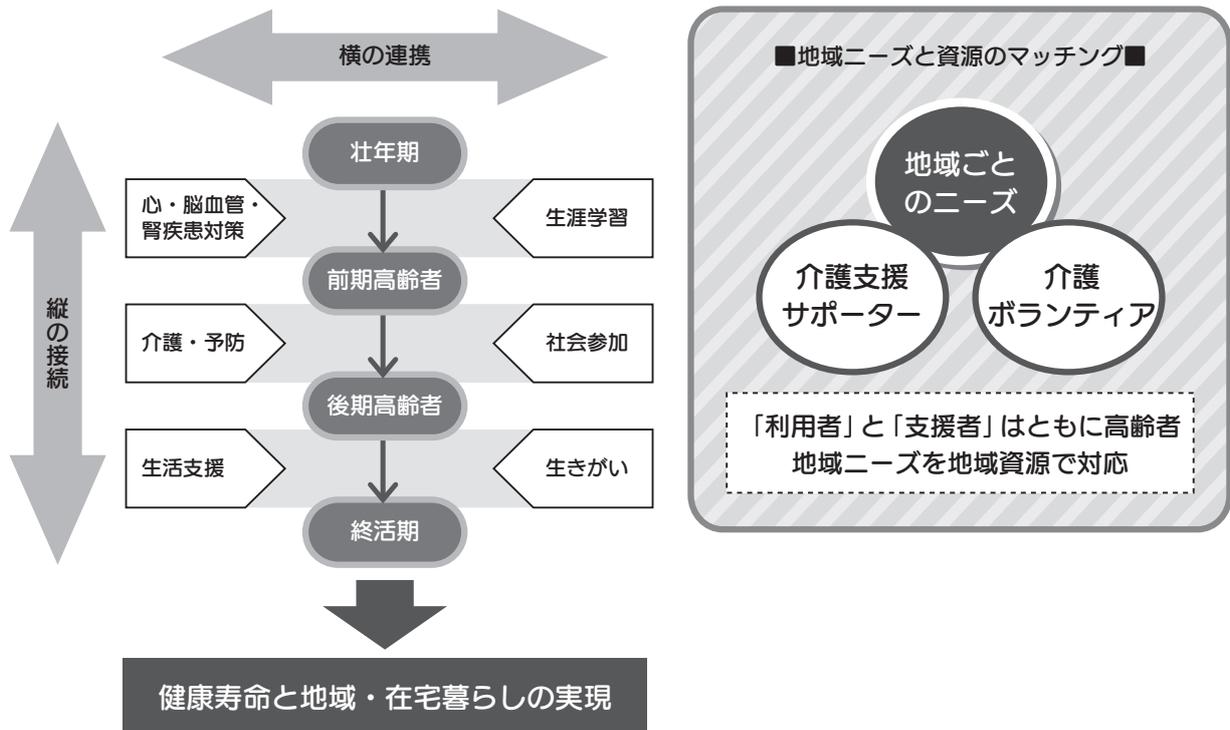
III . 高齢者保健福祉計画

1 高齢者保健福祉計画の基本的方向

高齢者単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要です。

高齢者の介護予防が求められていますが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながります。

第6期に引き続き、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市が支援することについて、取組の強化を図ります。



IV. 地域包括ケアシステムの構築

1 構築の視点

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。

第7期介護保険事業計画では、上記の理念を堅持し、2025年（平成37年）、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とすることが重要と位置づけられています。

高齢化が進行する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、地域課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただけるための取組を進めます。



(2) 地域における支え合いの体制づくり

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等により解決を目指すことが示されています。

地域包括ケアシステムを円滑に進めるため、「地域包括支援センター」を核に、地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターの活動等により地域の多様な団体や機関との連携を図り、地域福祉の枠組みとして、「自助」、「互助」、「共助」を基本に、地域課題の解決等に向けた地域における支え合いの体制づくりを進めます。

(3) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる体制づくり

近年、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加しています。このような状況にある高齢者は生活や心身の健康に不安を持つことが多く、要介護状態になる恐れも高くなります。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、医療・介護の連携、認知症施策の推進や、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりを推進します。

2 地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っています。また、高齢者福祉サービスの提供を行政だけが担うのではなく、ボランティアグループやサービス事業者を支援する等、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通じた自立支援の仕組みを構築していきます。さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、「介護離職ゼロの実現」を念頭に、以下にあげる基本的理念を踏まえた本市における地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの基本的理念

- ◆ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ◆ 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ◆ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ◆ 日常生活を支援する体制の整備
- ◆ 高齢者の住まいの安定的な確保

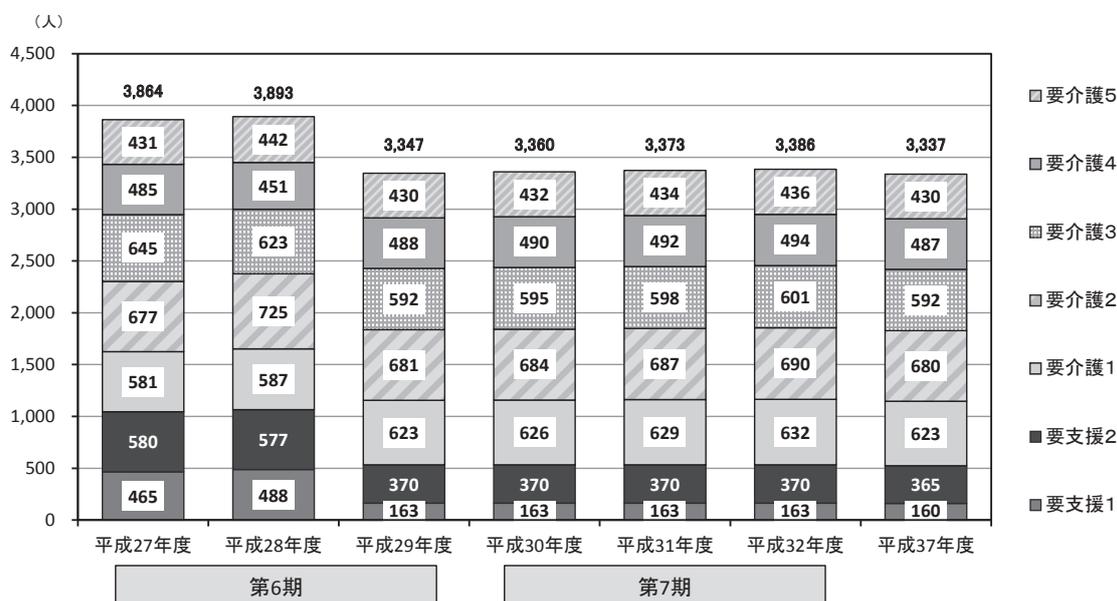
V. 第7期介護保険事業の推進

1 介護給付等対象サービスの量の見込み

本計画では、高齢化が一段と進む2025年（平成37年）に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第7期計画期間（平成30年度～32年度）、及び平成37年度の推計を行います。

2 要介護（要支援）認定者数の将来推計

平成27年から平成29年の認定実績に基づき、計画期間における要介護（要支援）認定者数を推計すると、今後においても増加するものと予測されます。



3 介護（介護予防）サービスの概要

(1) 居宅介護（介護予防）サービス等

要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などの増加とともに、その支援ニーズが多様化している今日、要介護（要支援）認定者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、利用者のニーズ等を踏まえたサービスの提供を行います。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築にあたって中核となるサービスであり、要介護高齢者の身体状況や支援ニーズ等を把握しながら、サービスの必要量を適切に見込み、多様な事業所の参入や既存事業所の事業拡大が促進されるよう、情報提供・相談援助を行います。

(3) 施設介護サービス

施設利用者については、要介護度が高く、施設入所の必要性の高い方が優先的に入所できるような環境づくりに努め、早期の在宅復帰が図れるようケアマネジメントの質の向上に努めます。

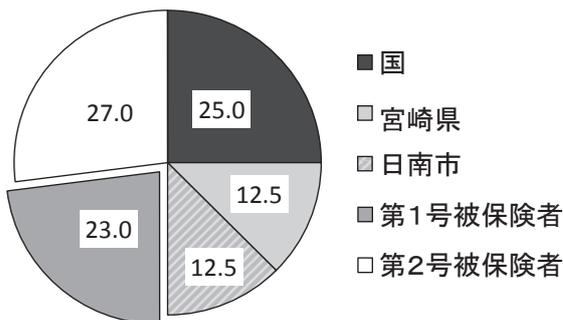
4 第1号被保険者における保険料の見込み

(1) 第1号被保険者の負担割合の変更

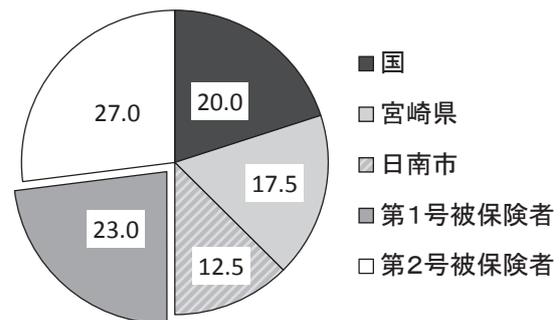
標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者による保険料の負担割合は、政令により定められています。第6期計画では22%の負担でしたが、第7期計画では23%の負担となります。

① 介護給付費の負担割合

■ 施設外給付費

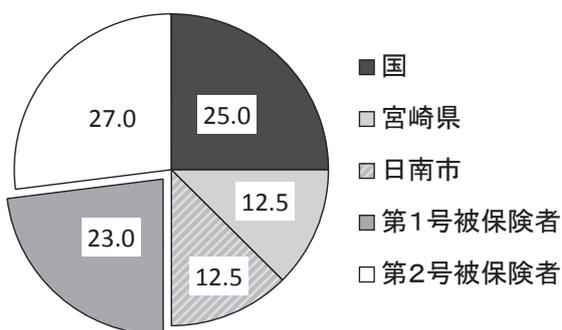


■ 施設給付費

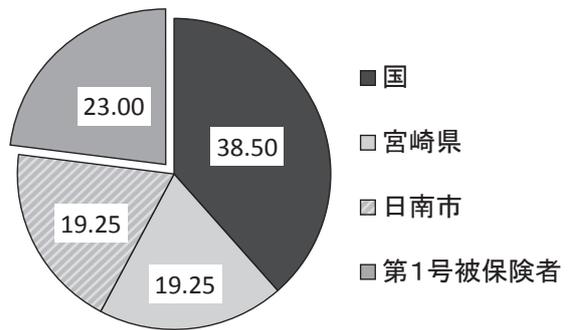


② 地域支援事業費の負担割合

■ 介護予防・日常生活支援総合事業



■ 包括的支援事業及び任意事業



(2) 第7期介護保険料の段階設定

段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	×0.50
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	×0.75
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている者	×0.75
第4段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	×0.90
第5段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている者	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満の者	×1.20
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の者	×1.30
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円未満の者	×1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上の者	×1.70

(3) 第1号被保険者の保険料

■ 所得段階別第1号被保険者介護保険料（公費投入による負担軽減前） ■

(単位：円)

段階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.50	33,600
第2段階	0.75	50,400
第3段階	0.75	50,400
第4段階	0.90	60,480
第5段階	1.00	67,200
第6段階	1.20	80,640
第7段階	1.30	87,360
第8段階	1.50	100,800
第9段階	1.70	114,240

<公費投入による負担軽減後>

■ 所得段階別第1号被保険者介護保険料（平成30年度、平成31年度） ■

(単位：円)

段階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.45	30,240
第2段階	0.75	50,400
第3段階	0.75	50,400
第4段階	0.90	60,480
第5段階	1.00	67,200
第6段階	1.20	80,640
第7段階	1.30	87,360
第8段階	1.50	100,800
第9段階	1.70	114,240

■ 所得段階別第1号被保険者介護保険料（平成32年度） ■

（単位：円）

段階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.30	20,160
第2段階	0.50	33,600
第3段階	0.70	47,040
第4段階	0.90	60,480
第5段階	1.00	67,200
第6段階	1.20	80,640
第7段階	1.30	87,360
第8段階	1.50	100,800
第9段階	1.70	114,240

（4）2025年のサービス水準等の推計及び第7期の目標

現時点におけるサービスの種類、介護報酬及び各サービスの利用率が今のまま継続するという仮定のもとで、2025年（平成37年）のサービス水準を見込みました。

2025年の推計値は、標準給付費と地域支援事業費の合計が約64億円、また第7期の保険料率をもとに介護保険料を推計すると、基準月額保険料は6,669円となります。

第7期計画は、2025年（平成37年）に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に合わせた「地域包括ケアシステムを深化・推進」していく期間と位置づけ、PDCAサイクルによる保険者機能を強化し、「住民運営の通いの場」の拡大をはじめ、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することを目標とします。

VI. 地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

（1）介護予防・生活支援サービス事業

平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業において、現行相当の介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスを開始しています。

その他、運動器機能が低下している高齢者向けの短期集中型通所サービス及び閉じこもりやつ、認知症の心配がある高齢者向けの短期集中型訪問サービスを開始しています。

高齢化が進むなか、多様なサービス提供により、利用者のサービス利用の選択肢の充実をはじめ、高齢者自らが生活支援の担い手となって活躍できる体制づくりが求められます。

（2）一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

平成27・28年度は、国の方針に基づき、70歳・75歳・80歳・85歳の節目の年齢の人に基本チェックリストを実施しました。平成29年度は、窓口での相談や地域包括支援センターから収集した情報を活用して対象者の把握に努めました。

収集した情報から、その人の状態に応じて介護予防に関する各種サービスにつなげています。

② 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

介護予防推進サポーター養成による人材の確保及びフォローアップ研修により、サポーターの能力向上を図っています。

市主催の介護予防教室は、主要9地区での開催を網羅し、誰もが継続的に取り組めるよう環境を整備しました。参加者数も年次的に増加しています。

行政区単位で行っている「住民主体の介護予防教室」を平成25年度より開始し、年次的に実施個所を拡大しています。未実施地区に対する立ち上げに向けた取組が必要です。

③ 一般介護予防事業評価事業

介護予防教室の参加者数及び教室数並びに要介護認定者数の推移について、経年的に比較・分析しています。比較・分析を行う中で、要介護認定者数の増加が抑制されていることから、介護予防事業の効果によるものと評価しており、講話等の手段を用いて各種団体や市民に対して周知を行っています。

今後も、より質の高い事業を展開していくためには、評価結果のうち、必要な情報を市民等に対して的確に伝えていくことが必要です。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型サービスについて、リハビリテーション専門職（以下「リハビリ職」という）の指導者を有する事業所に委託し、助言を受けながら実施しています。任意団体等からの依頼に応じて、リハビリ職による講話の機会を設ける等、市民への介護予防に関する技術的助言が受けられるようにしています。

平成29年度より実施の「自立支援型地域ケア会議」において、リハビリ職の活用を行っています。

地域における介護予防への取組強化のため、リハビリ職を積極的に活用していくことが求められます。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。また、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤としながら、地域住民の相談に対するワンストップサービスの拠点として、様々な生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能も有しています。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

市立中部病院に設置した「在宅医療・介護連携推進室」において、相談窓口の設置、医療・介護サービス資源の把握、専門職の資質向上のための研修会等を実施しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・介護連携の充実を図っていく必要があります。

(3) 認知症施策の推進

認知症サポーター養成講座を積極的に行い、受講者も年々増加しています。

認知症初期集中支援チームの活動充実を図っています。

担当課、市立中部病院、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策に取り組んでいます。

(4) 生活支援サービスの体制整備

多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりに取り組んでいます。平成28年度より、第1層及び第2層に生活支援コーディネーターを配置しています。

生活支援コーディネーター同士が連携しながら、地域資源の把握、ネットワーク形成、高齢者集いの場の発掘及び立ち上げ支援等を行っています。

生活支援の必要性が増加するなか、多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。

3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

① 介護給付費の適正化

介護給付費等に要する適正化の基本は、介護を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することを促すことです。

② 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、日常生活支援事業者等に対し、実地指導・集団指導を実施し、事業所の誤認識を是正し、サービス提供体制の向上を行います。

(2) 家族介護支援事業

事業名	概要及び現状と課題
家族介護教室	・要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催しています ・各地域包括支援センターが内容を工夫しながら実施しています
介護用品支給事業	・65歳以上の高齢者で、要介護4、5と認定された人を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー、介護用防水シートなどを支給しています（支給限度額：5千円/月1回） ・要介護者の在宅生活の維持及び介護者の負担軽減の一助となっています
家族介護慰労金支給事業	・65歳以上の要介護4、5と認定受け、1年間介護給付を受けていない人を介護している家族を対象に、介護慰労金を支給しています（年額10万円） ・現在は、家族介護慰労金支給事業の対象者は少ない状況となっています

(3) その他の事業

事業名	概要及び現状と課題
成年後見制度利用支援事業	・身寄りのない認知症高齢者などで、親族などによる後見開始審判の請求が期待できない人について後見制度利用の支援を行っています ・適切な利用支援につながない人が潜在的にいることが考えられます

事業名	概要及び現状と課題
生活管理指導短期宿泊事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の虚弱高齢者で、基本的な生活習慣の欠如、対人関係の不成立等社会適応、日常生活が困難な方や高齢者虐待等の緊急避難の利用に対し、市内養護老人ホームにおいて短期間の宿泊を行っています ・生活管理指導短期宿泊事業は、平成27年度より介護保険制度から除かれたため、市の単独事業で実施しています
「食」の自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理または食料品の買出しが困難な人に対し、配食サービスを提供しています ・「食」の自立支援事業は、食の確保が困難な高齢者等の栄養改善や安否確認のために必要です
福祉用具・住宅改修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員等が介護（予防）サービスを利用していない人の住宅改修等に必要なる理由書を作成した際、その経費の助成を行っています ・事業の実施にあたっては、専門職等と連携しながら、支援が必要な人に対して適切に実施しています

VII. 計画の推進体制

1 サービスの質の向上

(1) 人材の確保や研修体制の整備

昨今の介護需要の増加と担い手不足に対応するため、訪問介護員等介護職員や訪問看護事業に携わる看護師等の確保、育成に努めます。そのため、市独自の人材確保支援事業の実施や県や社会福祉協議会等が行う資格取得のための養成講座等について、講師の派遣や広報等を通じて参加の呼びかけを行い、参加者の増加に取り組みます。

また、各事業者等から聴取した制度上の問題点や介護労働者の勤務状況を把握・整理し、機会あるごとに国・県へ問題を提起しながら、上質なサービスの確保及び内容の一層の向上に努めます。

(2) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できるよう、市民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、市内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員・児童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

2 関係機関との連携

(1) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、地域包括支援センター運営協議会をはじめ、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図っていきます。

(2) 介護と医療の連携

計画目標の実現、とくに地域包括ケアシステムの構築に向け、医療分野と介護分野の連携は不可欠です。これまでの、事業者を単位とした任意的な枠組での連携を超えて、宮崎県・近隣市町及び関係機関との連携強化を実践するために必要な施策の総合的・効果的な実施に努めていきます。

(3) 市内関係各課との連携

市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者の視点を盛り込んでいくことが必要です。市の関係各課が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを進めます。さらに、計画の円滑な推進に向けて、関係各課の連携を密にし、目標の実現に努めるものとしします。

(4) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。

地域包括ケアシステム構築に向けて、地域福祉を支える団体として、また、地域と行政のパイプ役としてさらなる連携を図ります。

3 計画の進捗状況の把握・管理

本計画の進捗状況を管理するために、高齢者保健福祉事業ならびに介護保険事業の各事業について、毎年の実行状況を把握・整理し、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

また、本計画の内容や市の高齢者保健福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して広報・PR活動に取り組みます。

さらに、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

日南市高齢者保健福祉計画 ・ 第 7 期介護保険事業計画

概要版

発行年月 平成 30 年 3 月
発行 宮崎県 日南市
編集 長寿課

〒 887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目 1 番地 1
電話 0987-31-1160 FAX 0987-21-1410